

第 1 回
倉敷市水道事業経営審議会
資料

令和7年8月19日



倉敷市水道局

目 次

第 1 3 期倉敷市水道事業経営審議会委員名簿	1
倉敷市水道事業経営審議会条例	2
倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱	4
倉敷市情報公開条例（抜粋）	7
倉敷市水道事業経営審議会会議の公開事務取扱要領	10

第 1 3 期倉敷市水道事業経営審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名
学識経験者	てんのうじや たつまさ 天王寺谷 達将	岡山大学学術研究院社会文化科学学域・准教授
	やまの ひとみ 山 野 ひとみ	倉敷芸術科学大学生命科学部生命科学科・准教授
組織団体の推薦	なかはま たかし 中 濱 崇	倉敷商工会議所・理事・事務局長
	べっしょ よしはる 別 所 美 治	玉島商店街振興会・会長
	おかもと たけよし 岡 本 武 義	倉敷市民生委員児童委員協議会・会計
	わたなべ ひさし 渡 邊 尚	晴れの国岡山農業協同組合・理事
	たけだ てるみ 竹 田 照 美	倉敷市婦人協議会 赤崎学区地区婦人協議会・副会長
	こびき しょうこ 小 引 晶 公	倉敷市消費生活学級 一福学区・学級長
	やまじ ひろまさ 山 路 浩 正	備南水道企業団・事務局次長
	かわむら やすひろ 河 村 泰 宏	岡山県南部水道企業団・事務局長
	こだま あゆこ 児 玉 あゆ子	男女共同参画セミナー修了者
	おおはし ちづる 大 橋 千 鶴	男女共同参画セミナー修了者
公募	いまい じゅんこ <u>今 井 順 子</u>	一般公募
	かない やすこ <u>金 井 泰 子</u>	一般公募

※下線の方は新規委員

○倉敷市水道事業経営審議会条例

平成13年3月23日

条例第7号

(目的及び設置)

第1条 倉敷市の水道事業の経営に関する事項を審議し、もって適正かつ効率的な経営に資するため、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道料金の改定その他水道事業の経営に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成15年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

小・中学校学区審議会	委員	日額 7,100円	同上
------------	----	-----------	----

」を「

水道事業経営審議会	委員	日額 7,100円	同上
小・中学校学区審議会	委員	日額 7,100円	同上

」に改める。

倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成15年1月30日

告示第35号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、透明かつ公正な会議の運営を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を取り扱うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、公開する会議について、次の事項をあらかじめ公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続

(7) 連絡先

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項に規定する事項は、当該会議を開催する日の1週間前までに、前項に掲げる事項を倉敷市公告式条例（昭和42年倉敷市条例第1号）に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示するとともに、インターネットの本市ホームページに登載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員を5名以上であらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるとともに、傍聴に係る注意事項を記載した書面を傍聴者に配布する等、会場の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴することができない者）

第7条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類^{たぐい}を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類^{たぐい}又は拡声器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行

為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、審議会等の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等は、傍聴者に会議資料（不開示情報が記録されている部分を除く。）を配付するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第11条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局）
- (5) 議題
- (6) 傍聴者の数
- (7) 審議内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供さなければならない。

(運用状況の報告及び公表)

第12条 市長は、この要綱の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、告示の日から施行する。

○倉敷市情報公開条例【抜粋】

平成10年3月25日

条例第5号

改正 平成12年3月24日条例第9号

平成14年9月20日条例第49号

平成16年9月24日条例第33号

平成17年7月27日条例第107号

平成27年12月22日条例第63号

平成28年3月22日条例第13号

平成28年12月20日条例第62号

平成29年6月29日条例第26号

平成31年3月22日条例第5号

令和5年3月24日条例第6号

令和7年3月21日条例第20号

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を

害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項の独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で、任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足る相当の理由がある情報

- (5) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

倉敷市水道事業経営審議会会議の公開事務取扱要領

1 目的

この要領は、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第13条の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議開催の事前公表（要綱第5条）

審議会を所管する水道局水道総務課企画検査室（以下「企画検査室」という。）は、審議会開催決定後、速やかに会議開催のお知らせを情報公開室に通知するものとする。

3 傍聴者の決定方法等（要綱第6条）

審議会の傍聴者の定員は、原則として5人とし、傍聴の受付は、会議開催の30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。

また、傍聴者には、傍聴券及び傍聴規定を交付するものとする。

4 会議録の作成及び公開（要綱第11条）

（1） 会議録は、原則として会議終了後1箇月以内に企画検査室が作成する。

（2） 審議内容の記述は、発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

（3） 会議録の確定は、会長又は副会長いずれかによる承認により行う。

（4） 会議録の公開は、情報公開室において閲覧に供するほか、企画検査室のホームページに掲載することにより行う。

5 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、要綱に基づき、会長が当該会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。